

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
本社入札監視委員会（第23回定例会）審議概要

開催日及び場所		令和8年2月6日（金） 東京工事事務所 5階会議室	
委員		西村万里子（大学教授） 内田清人（弁護士） 西岡英俊（大学教授）	
審議対象期間		令和7年4月1日～令和7年9月30日	
工事	抽出案件	件数 1件	(備考)
	一般競争入札方式 (政府調達協定適用対象以外)	鉄道技術センター外5箇所通信設備他保守	
役務	抽出案件	件数 1件	
	簡易公募型競争入札方式	埼玉南部概略路線計画調査	
物品等	抽出案件	件数 1件	
	一般競争入札方式	令和7年度北陸新幹線（高崎・敦賀間）の施設賠償責任保険契約	
高落札率契約	抽出案件	件数 1件	
	簡易公募型競争入札方式	つくばエクスプレス線、総合基地外5箇所電車線路設備・電力設備修正設計他	
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	回答
		別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	

別紙（工事）

	意見・質問	回答
1	一般競争入札方式(政府調達協定適用対象以外) 「鉄道技術センター外5箇所通信設備他保守」	

	<p>審議対象案件について</p> <p>① 競争性確保のためには複数者が望ましいが、今回の一者応札は何が原因か。</p> <p>② 今後も一者応札が続くと望ましくないため、何かしら工夫を検討していただきたい。例えば、過去の受注者に入札実施予定の情報を提供することや、機構の制約がなければ、期間を延ばすこと、関東甲信工事局で発注しているものを取り込んで、スケールを大きくすることは可能か。</p>	<p>① 以下、3点が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当機構の組織の知名度があまりなく、公告しても世間一般に周知しきれていないこと</li> <li>・電話交換機などの通信設備のほか、照明の電力設備など電気工事のなかでも色々な業務の一つにしているため、対応可能な事業者が少ないこと</li> <li>・保守の特性上、施工実績や実際の場所での保守の経験がなければ、そのリスクをはねのけてまで応札する意欲がないこと</li> </ul> <p>② 特定の業者への情報提供は難しい。また期間については、保守工事のために工期を1年間としていたが、延ばすことが可能か、また、関東甲信工事局で発注していたものを取り込むことができるか等については、スケールメリットになるかなど、どこまで対応できるか確認したい。</p>
--	--	---

別紙（役務）

	意見・質問	回答
1	<p><b>簡易公募型競争入札方式</b> 「埼玉南部概略路線計画調査」</p> <p>審議対象案件について</p> <p>① 入札調書では10者中8者が調査基準価格と同額で入札してきている。みなが予定価格や調査基準価格を正確に割り出せるものなのか。</p> <p>② 応札価格が各社揃うことがあり得るとしても、10者中8者の入札金額が揃っているのを見ると、競争性が本当にはたっているのか違和感があるが本件入札の状況をどのように考えるか。</p>	<p>① 本件は、特殊な構造ではない比較的標準なラーメン高架橋の設計であり、歩掛等が公表されているため、事業者が真摯に積算作業を行うと、機構の定める予定価格にたどり着けるものと思料する。また同様に、調査基準価格についても、直接費などの項目ごとに、率が決められて公表されているため、その額にたどり着くことは可能と考える。</p> <p>② 本件入札は、調査基準価格を下回り、低入札価格調査を実施することになると、追加の品質確保対策として受注者となった際に第三者による照査を自己負担し手配することを求める条件としている。</p>

		<p>このような条件の入札においては、受注者となった場合、当該自己負担により利益が減るため、入札参加者は入札額が調査基準価格を下回ることを避ける傾向にあるものと推察している。その結果、本件のように、事業者の入札金額が、調査基準価格を想定したうえで、調査基準価格を下回らないぎりぎりのところに入札金額が集まったのではないかと考えている。</p> <p>機構としては、公共事業の発注において、品質の確保及び担い手の育成等のための適正利潤確保等の観点からも低入札価格調査を実施する一方で、競争性確保の観点から強い受注意欲により調査基準価格を下回った入札金額であっても、低入札価格調査の結果、品質が確保できると判断されれば受注できるものとしているものであって、本件は競争性をはたらかせた入札手続の結果であると考えており、引き続き、入札における競争性確保と、公共事業の発注における品質の確保に、適切に取り組んでまいりたい。</p>
--	--	--

別紙（物品等）

	意見・質問	回答
1	<p><b>一般競争入札方式</b> 「令和7年度北陸新幹線（高崎・敦賀間）の施設賠償責任保険契約」</p> <p>審議対象案件について</p> <p>① 大手4社の独占禁止法違反により、機構は契約関係にある2者に対し指名停止措置を行ったとのことだが、指名停止期間が明けた後に受注できるのであれば、指名停止の意味がないように思うが。</p> <p>② 2回目の入札において、一者応札ということであるが、仕方がないことなのか。</p>	<p>① 過去に受注実績のある2者が指名停止期間中ではあるものの、他の事業者であっても受注できる可能性があったため、競争入札を行った。もっとも、参加表明者不在により1回目の調達は不調となった。その後、機構としては、当該保険が必要であるため2回目の調達を実施し、指名停止期間が明けた2者のうちの1者が参加、落札に至ったものである。</p> <p>② 令和4年度から令和6年度は、応札者は2者であった。令和7年度は、応札者は1者である。入札公告等をダウンロードした業者は複数存在し、応札不参加の理由を聞いたが、回答</p>

	は得られなかった。
--	-----------

別紙（高落札率契約）

	意見・質問	回答
1	<p><b>簡易公募型競争入札方式</b> 「つくばエクスプレス線、総合基地外5箇所 電車線路設備・電力設備修正設計他」</p> <p>審議対象案件について</p> <p>① 不調・不落対策として設計内容に乖離があり、見直しということだったが、その内容はどのようなものだったか。</p> <p>② 切替回数を増やすことにより、予定価格も上がるから、応札の判断に至ったということか。予定価格は類推できるものなのか。</p> <p>③ 1回目が不調に終わると2回目も参加者がいないことを類推されてしまうために、2回目の出し方が重要であると感じた。今後活かしてもらいたい。</p>	<p>① 例えば八潮駅電車留置線の切替設計は当初1回としていたが、不調後のヒアリングの結果、営業線であり、作業が夜間に限定され、施工段階ごとの設計が必要であると判断し、切替を3回に変更した。</p> <p>② そのように判断で応札に至ったものと考えている。予定価格は、数量が出ていて、公表されている歩掛を掛け合わせると把握できると考えるが、1回目が不調に終わっているため、予定価格のぎりぎりを狙ったものと思われる。</p> <p>③ 今回のような既設設備の改修工事は初めてであった。今後は同様の工事の発注は、現状予定されていないが、同様のケースにおいては検討したい。</p>

別紙（その他）

	意見・質問	回答
1	<p><b>役務、物品等の全体審議</b></p> <p>なし</p>	
2	<p><b>高落札率契約の全体審議</b></p> <p>なし</p>	
3	<p><b>一定規模以上の取引関係を有する法人との契約の全体審議</b></p> <p>なし</p>	
4	<p><b>その他</b></p> <p>なし</p>	